

## 期 中 の 評 価 個 表

事業名	直轄地すべり防止事業	事業計画期間	昭和59年度～平成23年度（28年間）						
事業実施地区名 （都道府県名）	小渋川（こしぶかわ） （長野県）	事業実施主体	中部森林管理局						
事業の概要・目的	<p>当地区は、天竜川左岸の支流小渋川の上流に位置し、地質は中央構造線の東側で三波川変成岩類から成る、複雑で脆弱な地質構造のため、古くから地すべりによる土砂災害が発生している。特に、昭和57年に発生した地すべりは約32haあり、事業規模が著しく大きく、脆弱な地質構造における対策工に高度技術を要することから、長野県及び地元大鹿村からの強い要望を受け、昭和59年度から地すべり活動を抑え、下流域への土砂の流出を防ぐため、直轄地すべり防止事業として国土の保全と民生の安定を図ることを目的に着手した。</p> <p>なお周囲の地すべり状況に応じて、平成14年に事業内容を見直し、事業を実施している。</p> <p>・主な事業内容：明・暗渠工12,021m トンネル暗渠工1,588m 溪間工 22基 杭打工 298本 アンカー工198本 集水井61基</p> <p>・総事業費：10,633,000千円（平成15年度の評価時点：10,633,000千円）</p>								
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はない。</p> <p>なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>14,835,117千円</td> </tr> <tr> <td>総便益（B） 災害防止便益</td> <td>29,930,462千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td>2.02</td> </tr> </table>			総費用（C）	14,835,117千円	総便益（B） 災害防止便益	29,930,462千円	分析結果（B/C）	2.02
総費用（C）	14,835,117千円								
総便益（B） 災害防止便益	29,930,462千円								
分析結果（B/C）	2.02								
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は、中央構造線の東側で変成の著しい三波川変成岩類から成る脆弱な地質構造であり、地すべり災害が多く発生していた。また、下流には発電能力1,060Kw、灌漑用水等の水量16.88m<sup>3</sup>/秒を誇る小渋多目的ダムが設置されておりダムの利水機能の発揮が求められている。公有林等が多く私有林は22%程度である。</p> <p>・主な保全対象：人家230戸、国道5km、県道0.3km、村道13km</p>								
事業の進捗状況	<p>全体計画の事業方針に沿って、継続調査の結果を基に効果的かつ効率的な対策工を検討しながら、地すべり地活動の沈静化に向けた事業の実施に努めている。中洞及び河合地区はほぼ目標安全率に近づいている。平成19年度末進捗率は、74%（事業費）である。</p>								
関連事業の整備状況	<p>当地区内及び周辺では砂防事業が実施されており、水源かん養機能、災害防止等公益的機能の向上、民生安定のため、調整会議等により関係機関と十分な連絡調整を取りながら、効果的・効率的な事業実施に努めている。</p>								
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>当地区は、中央構造線に沿った脆弱で複雑な地質の地域であり、集中豪雨等により地すべり活動が発生すると、大規模な被害を発生させる危険性がある区域である。地すべり対策には、高度な技術と集中的・持続的な取組みを必要とするため、事業の継続実施を要望する。 （長野県） 地域の安全確保と民生の安定を図るため、地すべりの早期復旧を要望する。 （大鹿村）</p>								
事業コスト縮減等の可能性	<p>事業実施に当たり、集水井内での集・排水ホース・リング暗渠工に、改良型ロータリー・カッションを採用するとともに、鋼製枠土留工などに現地発生材を利用する等コストの縮減を図っている。今後も改良型機械の採用等によりコスト縮減に努める。</p>								
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>								
第三者委員会の意見	<p>流域の保全のため事業の継続実施が妥当と考える。</p> <p>当地区の地すべりは排水対策が重要である。集水井工等の地すべりの特性や段階に応じた工種工法を用いて、適切な事業の実施に努めること。</p>								
評価結果及び実施方針	<p>・必要性： 地すべり活動が活発となり、ブロック内の人家等及び下流域に危険性が高まったことから実施したものであり、地元から事業の継続実施を要望されていることから、事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に合った最も効率的かつ効果的な対策工の組み合わせを検討しており、事業実施に当たってもコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性： 地すべりの抑制・抑止対策の実施により、地すべり活動が沈静化し、安全率が高まっており、人家等の保全が図られていることから、事業の有効性が認められる。</p> <p>上記からの各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：事業を継続する。</p>								